吹田市内の普通充電設備の普及に向けた連携協定書

吹田市(以下「甲」という。)と ENECHANGE 株式会社(以下「乙」という。)は、両者の公民連携による取組について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、吹田市内の電気自動車・プラグインハイブリッド車(以下総称して「ゼロエミッション車」という。)の普及促進を図るために公共施設への充電インフラの拡大を協働で推進し、ゼロカーボンシティの実現と、市内のゼロエミッション車の普及に寄与することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携する。
- (1) 甲の公共施設への普通充電設備の設置に関すること。
- (2) その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。
 - 2 前項(I)に関して、設置する公共施設は、甲及び乙で協議の上決定するものとし、設置期間や役割分担等の詳細は、別途定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和 17 年(2035 年) 3 月 31 日まで とする。

ただし、期間満了の | か月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに | 年間継続し、以後も同様とする。

(協定の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関して変更の申し出があった場合、 その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(協定の解除)

第5条 第3条の規定によらず、乙がこの協定に反し、協定の目的を達することができないと認められるときは、甲は本協定を解除することができる。

(協議事項)

第6条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合 は、誠意をもって協議を行い解決する。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、連携事項の検討、実施により知り得た相手方(以下「開示者」という。)の秘密情報(開示者が秘密である旨を明示して開示した情報)を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者(乙の関係会社を除く。)に開示・漏洩又

は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印又は署名の 上、各自1通を保管するものとする。

令和6年1月10日

甲:大阪府吹田市泉町 | 丁目3番40号

吹田市

吹田市長 後藤 圭二

乙:東京都中央区京橋3丁目 | 番1号 WeWork 東京スクエアガーデン 14F

ENECHANGE 株式会社

代表取締役 CEO 城口 洋平